

○農林水産委員会

内閣提出法律案(一一件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
26	農業改良助長法の一部を改正する法律案		五八、三〇	受領 五八、四一五	付託 五八、三〇 議決 五八、四二六 可決 五八、四二七	修正 五八、四二三 修正 五八、四二五	
27	森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案 右により「分収造林特別措置法」の題名を「分収林特別措置法」に改正		二二〇	受領 四一五	(予) 二二〇 可決 四一九	修正 四一三 修正 四一五	
28	漁船損害等補償法の一部を改正する法律案		二二〇	受領 三二四	(予) 二二〇 可決 四二二	可決 三二三	
29	原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案		二二〇	受領 三二三	(予) 二二〇 可決 三二三	可決 三二三	
33	水産業協同組合法の一部を改正する法律案		二二三	受領 三二四	(予) 二二三 可決 四一九	可決 三二三	
34	北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案	先議	二二三	送付 三二三	可決 三二三	可決 三三五	
42	肥料取締法の一部を改正する法律案		三二二	受領 四二六	(予) 三二二 可決 五二〇	可決 四一九	
43	酪農振興法の一部を改正する法律案 右により「酪農振興法」の題名を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改正		三二二	受領 五一〇	(予) 三二二 可決 五二二	可決 五二三	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
14	農民組合法案	安井吉典君 外八名 (五二三)	五二六		付託 五八、五二六 (予)	五二六 継続審査	
13	総合食糧管理法案	安井吉典君 外八名 (五二三)	五二六		付託 五二六 (予)	五二六 継続審査	
12	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案	安井吉典君 外八名 (五八、五二三)	五八、五二六		付託 五八、五二六 (予)	五八、五二六 継続審査	

番号	件名	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
55	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	四一九	受領 五二〇	(予) 五九 可 五二 可 五三	四一九 可 四二八 可 五二〇	
52	漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案	三二九	受領 五二二	(予) 三三九 可 五二七 可 五二八	三二九 可 五二 可 五二	
51	沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案	五八、三三九	受領 五八、五二二	(予) 三三九 可 五八、五二七 可 五八、五二八	五八、三三九 可 五八、五二 可 五八、五二	

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

四、一五 衆修正

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における農業及びそれを取りまく諸情勢の変化に対処するため、協同農業普及事業について、事業運営の効率化と内容の充実を図るとともに、農業に関する試験研究の効果的な実施、農業改良研究員制度の廃止等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、協同農業普及事業の助成方式について、従来の定率負担金方式から定額交付金方式に改めるとともに、これに伴い助成関連規定の整備を行うこととする。

二、協同農業普及事業の運営方針を明確化し、農林水産大臣が事業の基本的事項に関する運営指針を定め、都道府県知事がこれを基本として事業実施方針を農林水産大臣

と協議して定めることとする。

三、農業に関する試験研究を効果的に推進するため、都道府県農業試験場が農業試験場等、農林水産省の試験研究機関に対して共同研究を求めることができることとするとともに、都道府県の試験研究体制の整備状況を踏まえ、農業改良研究員制度を廃止することとする。

なお、本法律案については、衆議院において施行期日、農業改良研究員に対する助成の廃止期日及び協同農業普及事業交付金の交付に関する規定等について所要の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業を取り巻く諸情勢の変化に対応するための改正であります。

その主な内容は、まず、協同農業普及事業の効率化に資するため、その運営指針を農林水産大臣が定めることとする等協議手続を明確化するとともに、本事業の助成を、負担金方式から交付金方式に改めることとしております。

次に、農業に関する試験研究の推進に資するため、国と都道府県の試験研究機関の間における協力体制の強化を図ることとしております。

また、農業改良研究員制度につきましては、都道府県農業試験場における試験研究の実施体制の整備に伴い、これを廃止することとしております。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、施行期日を「公布の日」に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、協同農業普及事業の実施経過と現状、助成方式の変更に伴う事業への影響、共同研究の推進方策、農業改良研究員制度の廃止の理由、試験研究と普及事業との協力体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入り、日本共産党を代表して下田委員から本法律案に反対する旨の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各党派共同提案による協同事業としての基本的性格の堅持等六項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。

森林法及びび分収造林特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）

五八、二、一〇 内閣提出

四、一五 衆修正

四、二〇 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

(一) 全国森林計画及び地域森林計画の計画事項の整備

全国森林計画及び地域森林計画の計画事項を整備し、間伐及び保育に関する事項を別項目として設けること。

(二) 市町村による森林整備計画の樹立

1 都道府県知事は、間伐又は保育を一体的かつ計画的に推進する必要がある市町村を森林整備市町村として指定することができるものとする。

2 森林整備市町村は、一定の森林の区域について、

間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育の基準、間伐又は保育を早急に実施する必要がある特定森林についての施業等に関し、五年ごとに、十年を一期とする森林整備計画をたてなければならぬものとする。

(三) 森林整備市町村の長への権限付与

森林整備市町村の長は、特定森林について、その所有者等に対し、間伐又は保育実施の勧告及びこの勧告に従わない者に対しては、権利移転・権利設定の協議の勧告をすることが出来るものとし、この協議が調わないときは、都道府県知事は、申請に基づき調停を行うものとする。

(四) 林業普及指導事業に係る助成方式の変更

林業普及指導事業の運営の効率化を図るため、同事業に係る助成方式を定率補助金方式から交付金方式に変更すること。

二、分収造林特別措置法の一部改正

(一) 題名の改正及び目的規定の新設

従来の分収造林契約に関する制度を拡充して、広く分収方式による造林又は育林を促進するという本法律

案の趣旨にかんがみ、題名を「分収林特別措置法」に改めるとともに、その旨の目的規定を新設すること。

(二) 分収育林契約に関する規定の整備

現行の分収造林契約に加えて、成育途上の人工林に關し、育林費用の負担、樹木の共有、伐採時における収益の分収等を約定する「分収育林契約」に関する規定の整備を図ること。

(三) 分収林契約の募集の届出等

1 募集の届出

分収造林契約、分収育林契約その他の分収林契約について、不特定かつ多数の者から費用負担者を募集する者は、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

2 変更勧告及び公表

都道府県知事は適正な育林等の確保及び費用負担者の保護の観点から、届出事項の変更又は届出事項の遵守を勧告することができ、勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することが出来るものとする。

(四) その他

分収林契約の締結についての都道府県知事のあつせん、届出をした者等からの報告の徴収、届出に関する罰則等について所要の規定を設けること。

なお、衆議院において、施行期日のうち、「昭和五十八年四月一日」となっている部分を「公布の日」に改めるとともに、これに関連する所要の修正が行われている。

委員長報告

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の委員長報告

参照

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

（衆議院送付）

五八、二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、昭和四十八年以降、漁船積荷保険臨時措置法に基づき、試験実施してきた漁船積荷保険を、本年十月から恒久的な制度にすること等漁船損害等補償制度について、所要の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、漁船損害等補償制度に、新たに、漁船積荷の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険を追加することとする。

二、漁船積荷保険は、漁船保険組合（以下「組合」という。）が元受けし、国が再保険を行うこととする。

三、漁船積荷保険は、普通保険の申込人が併せて申し込む場合等でなければ、組合は引き受けることができないこととする。

四、漁船積荷保険の純保険料については、漁業者の負担の軽減を図るため、その一部を国庫が負担することとする。

五、漁船保険中央会が、当分の間、漁船積荷保険における組合の保険責任について補完再保険事業を実施できるところとする。

六、満期保険の保険料の算出方法の改正を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁船損害等補償法改正案は昭和四十八年以降における漁船積荷保険臨時措置法の施行の実績等にかんがみ、漁業経営の安定を図るため、漁船に積載した漁獲物等の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険制度を漁船損害等補償制度の一環として確立するとともに、満期保険の保険料の算出方法の改正等を行うとするものであります。

委員会におきましては、漁船積荷保険の試験実施期間が十年にも及んだ理由、二百海里漁業規制が本保険制度へ及ぼした影響、本保険の低加入率の原因と今後の加入促進策、掛金国庫補助のあり方、弱小漁船保険組合の合併方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による漁船損害等補償制度の内容

の充実に努めること等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、水産業協同組合法改正案は、水産業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、水産業協同組合の健全な発達を図るため、水産業協同組合の系統組織により共済事業を組織的に推進することができるようにするとともに、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和及び内部監査体制の充実等を行うとするものであります。

委員会におきましては、わが国における漁業制度の基本的な法律の一つである水産業協同組合法を十年ぶりで本格的に改正する漁業政策上の意義、任意共済事業の拡充方策、漁協等における信用事業の現状と為替取引における員外利用制限緩和の持つ意味、漁協連合会等に対する行政検査体制のあり方、漁協監査士を法制化する意義、漁協の合併促進策や職員の労働条件改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による任意共済事業の内容の充実とその加入促進を指導すること等七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

最後に、森林法及び分収造林特別措置法改正案は、最近における林業活動の停滞等森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、間伐、保育等の森林の整備の促進及び林業普及指導事業の運営の効率化を図るため、市町村による森林整備計画の樹立及び市町村の長による施業の勧告制度の導入、助成方式の変更並びに分収育林制度の導入等のため所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等他の森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化施策、助成方式の改正が及ぼす林業普及指導事業体制への影響、林業労働衛生管理の現状、緑化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、本法律案を問題に供しましたところ、日

本共産党の下田委員から修正案の提出及び本法律案の反対討論がなされ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による森林整備計画樹立に当たって関係者から意見聴取をすること等七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二二 衆可決

三、二三 参可決

要旨

本改正案の内容は、外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、農林漁業

金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要なる長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができるようにするため、現行法の有効期限を五年間延長して、昭和六十三年三月末日までにしようとするものである。

委員長報告

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）
（衆議院送付）

五八、 二、二三 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、水産業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、水産業協同組合の機能を拡充強化し、その健全な発達を図

るため、共済事業制度の整備改善、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和及び内部監査体制の充実等を行おうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、共済事業制度の整備改善

1 漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び水産加工業協同組合が行うことのできる事業の種類に組合員の共済に関する事業を、追加することとする。

2 新たに、共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）を設立することができることとする。

3 水産業協同組合共済会（以下「共済会」という。）に関する規定を削除し、現存する共済会は、共水連に組織変更できるようにすることとする。

二、漁協等における内国為替取引の員外利用制限の緩和
信用事業を行う漁協等の内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行うことができることとする。

三、漁業協同組合連合会等の行う監査事業の整備改善

会員の監査の事業を行う漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、監査規程を定めるとともに、監査事業には、所定の資格を有する者を従事させなければならぬこととする。

委員長報告

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の委員長報告
参照

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）（先議）

五八、 二、一三二 内閣提出

三、一三三 参可決

三、一三五 衆可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法関係
北海道寒冷地畑作営農改善資金の貸付けを受ける資格の認定の申請期限を五年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとすること。

二、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法関係
南九州畑作営農改善資金の貸付けを受ける資格の認定

の申請期限を五年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、北海道寒冷地及び南九州畑作振興地域における農業者の経営の安定を図るため、これら二法に基づく営農改善資金の貸付認定申請期限をさらに五年間延長し、昭和六十三年三月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、畑作営農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

なお、各会派共同提案による畑作振興施策の総合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、農林漁業金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けの業務を特別に行うことができるよう、現行法の有効期限を五年間延長して、昭和六十三年三月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、本資金の融資実績、法延長の理由、水産加工業の現状とその振興対策、諸外国との漁業交渉と加工原料魚確保対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による水産加工業の振興に努める

こと等五項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。

肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）

五八、 三、 一二 内閣提出

四、 二六 衆可決

五、 一一 参可決

要旨

本法律案は、最近における肥料生産の実態等肥料を取り巻く諸情勢の変化に対処し、肥料取締行政の効率化及び肥料の品質の保全を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、専ら登録を受けた普通肥料を原料として配合される指定配合肥料について、現行の登録制を届出制に改める。
- 二、尿素等生産方法の安定した普通肥料の一部について、登録の有効期間を六年に延長する。

三、肥料の品質保全を図るため、普通肥料の一部について、登録申請書に植害試験の成績の記載を義務づけ、当該肥料又は仮登録の申請のあつた普通肥料について、植物に害があると認められるときは、登録又は仮登録をしないことができることを明確化する。

また、通常の施用方法によつて施用した場合に植物に害があると認められるに至つた肥料については、必要があるときは当該肥料の譲渡等を制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができることとする。

四、本法の施行期日を、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日からするとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化に対応し、肥料取り締まり行政の効率化及び肥料の品質保全を図るため、指定配合肥料について登録制から届け出制

に改めるとともに、普通肥料の一部について登録の有効期間を延長することとするほか、植物に有害な肥料の規制を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、肥料需給の現状と今後の見通し、肥料関係法令の整備、指定配合肥料の届け出制への移行の当否、登録有効期間の延長問題、化学肥料工業の現状と構造改善の進め方、植害試験成績確認業務の円滑化、地力の維持向上対策等広範にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、各党派共同提案による、肥料の品質保全を期するため、国及び都道府県の取り締まり体制の強化に努めること等三項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）（衆議院送付）

五、一〇 衆可決
五、一三 參可決

要旨

本法律案は、最近の肉用牛生産をめぐる情勢にかんがみ、酪農と肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、改正の趣旨に即し、法律の題名を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改めることとする。
- 二、現行の酪農近代化計画制度を改め、新たに、肉用牛生産を加えた酪農・肉用牛生産近代化計画制度とし、国、都道府県及び市町村の各段階において、基本方針、都道府県計画及び市町村計画を整合性をとりつつ作成することとする。
- 三、二の計画が作成された市町村において、酪農経営又は肉用牛経営を営む者が、経営規模の拡大等経営の改善を図るための経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫から資金の貸付けを受けることができることとし、この場合、肉用牛の購入又

は飼養に係るものについては、償還期限、据置期間の特例措置を設けることとする。

四、肉用子牛価格安定事業を法制化し、国と都道府県はこの事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、その他の援助を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の内容を申し上げます。

酪農振興法改正案は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達と牛肉の安定的な供給を図るため、法律の題名を改め、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律とするとともに、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講じようとするものであります。

また、家畜改良増殖法改正案は、家畜の改良増殖を一層促進するため、家畜受精卵移植に関する規制について定めるとともに、輸入された家畜人工授精用精液の利用、家畜人工授精師制度の改善等に関する措置を講じようとするも

のであります。

委員会におきましては、両案を一括議題とし、家畜改良増殖法改正案については、参考人の出席を求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、酪農振興法改正案に関しては、酪農・肉用牛近代化計画制度の運用、肉専用種経営の近代化指標の内容、牛肉の輸入自由化・枠拡大要請への対応、酪農の現状と乳肉複合経営の可能性、牛肉の需給と価格政策、粗飼料給与率の向上対策、酪農経営の負債問題等について、また、家畜改良増殖法改正案に関しては、受精卵移植技術の現状と見通し、人工授精用精液の輸入問題等についてであります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告いたします。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)
(衆議院送付)

五八、三、二九 内閣提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図る措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

- 一、栽培漁業の計画的な推進を図るため、農林水産大臣は、同漁業の対象とする魚種について、その種苗の生産及び放流並びに育成に関する基本方針を定め、また、都道府県は、国の基本方針と調和を図りつつ、その地先水面の実情に応じた基本計画を定めることができることとする。
- 二、栽培漁業の効果の実証及びその普及を図るため、都道

府県知事は、放流効果実証事業の実施主体として、一定の要件を備える民法法人を当該都道府県に一を限り指定することができることとする。

三、沿岸漁場の安定的な利用関係を確保するため、漁業協同組合等と釣り船業者団体等との間で漁場利用協定の締結が促進されるよう都道府県知事は勧告をすることができるとするとともに、当該協定の遵守について紛争が生じた場合にあつせんをすることができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の主な内容を御報告申し上げます。

沿岸漁場整備開発法改正案は、最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場における漁業と遊漁の安定的な利用関係の確保を図る措置を講じようとするものであります。

また、漁業法及び水産資源保護法改正案は、両法の罰金

の額が、それぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておらず、その間の経済事情の変動等に必ずしも適合したものとなっていない等のため、両法の罰金の額をそれぞれ十倍に引き上げるとともに、両法の規定に違反した者に科する没収対象範囲の拡大等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審査を行いました。

質疑の主な内容は、昭和四十年代以降現在に至るまでの漁業政策の推移、漁業法体系の見直し、資源管理型漁業への移行の必要性、漁場環境保全対策、栽培漁業の位置づけと振興対策、放流効果実証事業の推進方策、協力金の拠出・收受方法、遊漁と漁業との漁場利用調整のあり方、密漁取り締まり体制の整備充実等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告申し上げます。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（衆議院送付）

五八、 三、二九 内閣提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、漁業法及び水産資源保護法の罰金の額が、それぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておらず、その間の経済事情の変動等に必ずしも適合したものとなっていないこと、また、密漁等両法の違反が多発しており、その発生を防止することが緊要となつてゐること等のため、両法の罰金の額をそれぞれ十倍に引き上げるとともに、両法の規定に違反した者に科する没収の対象範囲を拡大しようとするものである。

委員長報告

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案の委員長報告

告参照

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）（衆議院送付）

五八、 四、一九 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、近年における家畜受精卵移植技術の確立、凍結精液の国際的流通の進展等、家畜の改良増殖をめぐる情勢の変化に対応して、家畜の改良増殖の一層の促進を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜受精卵移植について、その健全な発展と円滑な普及を図るため、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制措置を講ずることとする。

二、輸入された家畜人工受精用精液であつて、一定の事項を記載した証明書が添付されているものについては、国

内において譲り渡し、又は雌の家畜に注入することができることとする。

三、家畜人工授精師制度については、獣医師が家畜人工授精の業務を行うに当たり、家畜人工授精師の免許を要しないこととするとともに、人工授精師のうち家畜受精卵移植に係る免許を受けた者は、家畜人工授精の業務のほか、家畜受精卵移植の業務を行うことができることとする。

四、本法の施行期日を、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からするとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告
酪農振興法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○商工委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託付	衆議院 委員会 託付	備考
14	金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案		五八、二、四	受領 五八、三、八	付託 五八、二、八 可決 五八、三、二	付託 五八、二、四 可決 五八、三、四	
30	特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案 右により「特定不況産業安定臨時措置法」の題名を「特定産業構造改善臨時措置法」に改正		二二、五	受領 三二、四	(予) 可決 四二、六	二二、五 可決 三二、三	